

## 第52回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年11月12日（木）15:00～15:35
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：  
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘  
（政府）西川内閣府審議官  
（事務局）刀禰規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官

4. 議題：  
（開会）
  1. 地方版規制改革会議について
  2. 規制改革ホットラインについて
  3. 第51回規制改革会議資料の改訂について

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、ただ今から第52回規制改革会議を開会いたします。  
本日は「地方版規制改革会議について」「規制改革ホットラインについて」「第51回規制改革会議資料の改訂について」の3点を議題として取り上げます。

本日、滝委員、長谷川委員、森下委員が御欠席でございます。

報道関係の皆様はここで御退室をお願いしたいと思います。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは議事に入ります。

まず、議題1「地方版規制改革会議について」の資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

渡邊参事官 それでは、資料1について御説明を申し上げます。

「『地方版規制改革会議』の設置に向けた取組について」ということでございます。

1が平成27年6月の規制改革実施計画の抜粋でございます。規制改革は、地道で継続を必要とする取組であるということで、地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に地方版規制改革会議を設置することを提案するとしてございます。

参考ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも同様のことが書いておりますので、記載してございます。

2でございますが、地方自治体におけるこれまでの取組ということでございまして、自治体における条例・規則等に基づく規制の改革につきまして、これまでも会議体を設置して審議を行ったほか、企業等からの提案・相談窓口を設置したり、企業等に対するアンケートの取組をしている例があるということでございます。

参考1の資料をつけてございます。会議体を設置した例として栃木県、大阪府・市、静岡県ということで書いてございます。いずれも半年ないし1年間の設置ということで、継続的な設置の形にはなっておらないと承知をしております。その他、提案・相談窓口の例ということで幾つかの県、アンケート等を行っている例を記載してございます。

資料1にお戻りいただきまして2ページ目でございます。「3. 今後の取組(案)」ということで、地方版規制改革会議の設置の実現を図るため、以下のとおり取り組むこととしてはどうかということで、まず地方自治体への働きかけでございます。まち・ひと・しごと創生本部との連携をすることになっておりますので、その連携の上で、創生本部で主催する地方自治体が参集する会議、これが今後開催されるとお聞きしておりますので、その場を活用させていただいて、都道府県あるいは政令市などに向けて設置の働きかけをさせていただくほか、このような全体的な説明のほか、地方自治体の首長さんに個別に働きかけを行うことで、取組を進めてはいかがかというように考えております。

その働きかけの上で設置される場合には、閣議決定にもございまして、審議のとり進め方でありませうとか、参考となる視点・事例、提案への対応、フォローアップの方法などにつきまして、国の規制改革会議でのこれまでの実績を踏まえたノウハウを提供することが必要になろうと考えてございます。

参考2は、地方自治体に働きかけを行うに当たっての説明の資料の案をつけてございます。

1ポツ目で規制改革の必要性ということで、創設当時には一定の合理性を有しておった規制が現在では妨げになっているような例があるということで、地方創生を実現するためにはそのような規制の見直し、規制改革が果たす役割は大きいということでございます。

2ポツ目が国の規制と地方の規制ということで、国が定める法令から通達までさまざまなレベルの規制があるわけでございますけれども、具体的な規制の内容を自治体の条例などに委ねている場合がございます。下に印で例を二つ書いてございますけれども、例えば食品衛生法の関係、業種別の施設基準については条例で定めることにしておりますのと、旅館業法におきましても構造設備の基準、フロントの広さなどにつきまして、同じように条例で定めるという形にしているものがございます。このような地方に落ちているような規制につきまして、地域の実情をよく知る地域の側で取り組む上で、この地方版規制改革会議を設置することが有効ではないかということで、その提案をするものだということにしてございます。

2ページ目でございますが、その地方版規制改革会議を作る際のイメージ、国の規制改革会議の例を参考に一例として書いてございます。

まず会議、事務局を設置するわけでありませけれども、この規制改革会議でやっているように提案という形で要望を受け付けまして、そのことについての部局の検討、会議での検証という過程を経まして、この必要性の有無を議論する。ただし、国の規制に係るものについては、当然ながら国の方にホットラインを通じて提案をしていただくということでございますけれども、地方の側での見直しが必要と判断したものについては取りまとめをして、首長に答申などの形で出していただく。それを踏まえて条例化等を進めていただく。条例化などまとまったものにつきまして、事後的に着実に措置されているかをフォローアップしていく。このような一連の流れを進めることをイメージとしてございます。

その上で4ポツでありますけれども、先ほども申し上げましたように設置を検討される自治体に対しては、ノウハウを提供させていただきますということにさせていただきます。

資料の内容は以上でございますが、本件につきましては地域活性化ワーキング・グループの先生からあらかじめ御意見をいただいております。この地方版の会議を作るに当たっては会議の人選、特に経済界などの有識者の人選が非常に重要ではないかということ。それから、国からの法令によらない形での事実上の規制というものが指摘をされておるわけでありませけれども、そのような形で国の方から技術的助言でありますとか、ガイドラインに基づいて地方に対して言う場合、そのようなものにつきましては法的拘束力あるいは強制力がないということを地方への働きかけの際にあわせて発信をすることが必要ではないかという御指摘が個別にございましたので、あわせて御紹介をさせていただきます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のテーマについての意見交換に入りたいと思います。

大崎さん、お願いします。

大崎委員 ありがとうございます。

こういうことを進めるのは非常に良いことではいかと思うのですが、進めるに当たっての意見なのですが、今日いただいたこの紙ですと、基本的にはこちらでと言うと変なのですが、規制改革会議から行うことはノウハウの提供というのが中心なのかなと思ったのですが、幾つかの案件で条例によって規制がされているという話が過去に出てきております。そういったものについては今までですとなかなか我々の規制改革会議の本会議やワーキング・グループで議論をしても解決は難しいということだったわけですが、そうしたものについて地方版規制改革会議が実際に発足したら、ぜひ検討を規制改革会議としてお願いしたいという形で投げていくことも視野に入れたらいいのではないかという気がいたします。

イメージのところを書いていただいているので、国の規制に係るものは規制改革ホットラインを通じて国に提案と書いていただいているのですが、これなんかについても我々の任期自体が来年で終わりだということもあるので、なかなか規制改革会議へというように決めつけるのもどうかとは思いますが、会議から会議に寄ってもらうという感じ

で、より緊密に連携していくようなイメージで進めていただくといいのかなと思う次第です。

岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、お願いいたします。

浦野委員 私も地方の創生と言いますか、活性化のためには非常に大事なことだと思います。

今、大崎さんはでき上がった後のことをおっしゃったのですけれども、これは手紙を出して現実的に作ってもらえるかどうかというところがまずは心配でして、そういう意味からしますと産官学、地方の場合はこの三つが本当に連携しないとうまくいかないと思うのです。

少なくとも産には商工会議所か何か分かりませんが、今回、首長さん宛てにこれを出すとしたら、写しという形で商工会議所等には初めから行くようにセットしておいた方が、それぞれの地域で盛り上がると言いますか、知事さんこんなものが来ていましたよねみたいな話も含めて進んでいくと思うので、官公庁の文書でそういうことが許されるかどうか私も知りませんが、できれば初めから写しでそういったところに行くような手配をお願いできればと思います。

岡議長 ありがとうございます。

今の浦野さんの御発言に関連して、実は、私、東京商工会議所の特別顧問をやっているのですが、日本商工会議所からも、経団連と同様に、規制改革会議に対していろいろな御要望が毎年出されているわけです。その中に「地方版規制改革会議」の話や各地の商工会議所が連携してということをおられますので、今の御意見は極めて効果的なお話ではないかと思いました。

佐久間委員 ありがとうございます。

先ほど事務局から御紹介いただいた地域活性化のワーキングで出た意見というのは、私が申し上げたので補足させていただきますと、具体的な例で言うと非常に有名な公衆浴場法に基づいて、風呂場の施設というのは公衆衛生、風紀云々によって施設が決まる。具体的にはそれは自治体条例等に下ろされている。ところが、一方で技術的助言というものが出されていて、そこでは露天風呂には洗い場を作っはいけないというものがある、実際にできていない。これについて地方規制改革会議でそういう規制というかデファクトの規制ですが、そういうものは撤廃するべきだということで露天風呂に洗い場を作ること許した場合に、いやいややはりそれは技術的助言に反しているということで中央から再度何か指導が入るというようなことがあってはいけないのではないかと。そういう意味で、本当にやるのであれば法律、そういう強制力、拘束力のあるもの以外については、場合によっては合理性があれば、当然それは違っていてもいいんだということをおっしゃるべきではないかとということで申し上げた。こういうことでございます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。安念さん、何かございませんか。

安念委員 資料にありますように、うちの答申、この前の答申に書いてあるだけではなくて、創生本部の答申にも書いてあるものですから、もうやらないわけにはいかないという状態です。

これも今、渡邊参事官から御説明があったように、創生本部で座敷を貸してもらおうと言っている言い方が変ですけども、我々としてこういうことをやりたいと思っていますが、皆さんどうですかということをおっしゃっていただく何かのチャンスをお待ちしているのですが、しかし、それは例えば都道府県だけ、特例市、政令市だけでも60とかあって、さらには市町村まで入れたら1,800という、そういう一斉放送をやったからといって、それでぴんぴんと反応が返ってくるとは思えないのです。だからそれはそれでやらなければいけないのだけれども、有体に申せば首長さんからのトップダウンでやっていただくしかないのだが、その首長さんに我々がアウトリーチしていかなければいけないのですけれども、それは議長にやっていただきたい。あとは事務局の幹部からも中央から副知事とか部長とか、場合によっては役人をやめて知事になった方とかいらっしゃいますので、事務局にもインフォーマルにサウンドしていただきたいなと思っていますのですが、議長からも御存じの首長さんにこんなのと、水を向けていただけないかなと思っています。

岡議長 ありがとうございます。 他いかがでございますでしょうか。

今の安念さんの御意見は、会議を設置してもらわなければ、それから先に何もなければ、まず設置してもらうためにどうすれば良いかということですね。設置された後には事務局から説明があったような会議のイメージ等々につなげていって、さらにそれを効果的に運ぶために双方向にするというお話もございましたけれども、まず設置をしてもらわなければいけないということで、私どもが知っている市長さんや知事さんに対して個別に働きかけをすることはやるとして、もう一つ、安念さんもおっしゃったのですけれども、このテーマの運動論としても、全ての、1,700幾つかの市長さん、町長さん宛てに、規制改革会議として、こういう形で「地方版規制改革会議の設置を提案すること」を答申し、実施計画ができ、まち・ひと・しごと創生本部でもやるべきだと言っているのです、是非立ち上げていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうかというような趣旨の文書を出すのも一案ではないか、そのうち 1割でも2割でも回答があれば、そこに対して支援していったらいいのかなと思うのです。皆さん御存じのように、各自治体では、まち・ひと・しごと創生本部の指導の下で来年3月に向けて「地方版総合戦略」を作成することになっていますね。報道によれば、既に4割ぐらいの自治体が策定を終えているということですが、地方版総合戦略を実現するために、ここをこのように変えてもらったらいいよと、広い意味の規制改革をお考えいただくタイミングなのかなという気もいたします。

その辺のところは、事務局の方でいろいろな要素を組み合わせ、どういうやり方が良いのか、文書の中身をどうするのかも含めて検討していただきたいと思っております。それを最

初の一步にして、回答が来たところにはそれなりの対応をしていくということではないか。

それと並列的に、私だけではなく、大田さんや委員の皆さん含めて、あそこの市長をよく知っているよという方々に個別に働きかけて、会議の設置に向かって動いてもらうというところから入ったらどうかという気がいたしましたけれども、何かそれに関連して御意見ございますか。翁さん、どうぞ。

翁委員 参考1に栃木県や大阪、静岡の例がありますけれども、全部こういったところを規制改革会議のホームページからリンクを張って、各地域の取組が分かるようにしてはどうかと思います。どんなところがどんな取組をしているかということが分かってきて、また、その中のベストプラクティスとか、そういうものが見えてくれば、そういうものを参考にしながらほかの地域がまたやるということもできると思うので、ホームページをうまく工夫して、そういったことが一覧できるように工夫してはどうかと思います。

岡議長 今、翁さんから三つの自治体の話がありましたが、私の理解では、事務局が現場に行ってヒアリングまでしていただいたのですよね。ただ何となくレポートをもらったのではなくて、現場に行かれて話を聴いたということで、渡邊参事官、もう少しその辺のところを説明いただけますか。

渡邊参事官 参考1に書いています栃木県と静岡県にはお話を聞いてまいりました。ホームページのリンクの話もありましたけれども、ただ、申し上げましたように既に会議体としては終わっている部分でございますので、栃木県の方は特に平成16年と古いものですから、リンクを貼るに当たってどのようなやり方があるかということも県の方とも相談をさせていただきたいと思っております。

刀禰次長 補足いたしますと、今は全て終わっている部分でございますが、地方版規制改革会議について、今、議長からお話があったようなことでまとまって進んでいくときには、規制改革会議のホームページの中にも地方版規制改革に関心を持った方が見やすいようなページというか部分を作っていく必要があるかと思います。そこでいろいろなリンクを張っていく際に、もし良いもので載せてほしいとか、載せた方がいいという地方の事例であれば、今後とも載せていければいいかなと思いますが、そこも含めて検討させていただきます。

岡議長 私はこういうことをやったという過去形でもかまわないと思います。中には静岡県のように今年の3月までやっていて、今フォローアップしていますという例もありますし、会議は立ち上げなくても相談窓口を作ったという事例をほかの県や市に知ってもらうことはそれなりの意味があると思います。今、刀禰さんに言っていたけれども、これも含めて御検討していただければと思います。

林さん、お願いします。

林委員 各地方自治体に、いかに熱心に規制改革をしているかを各地で競っていただくムーブメントを作らなければいけないと思います。各首長とかいろいろなところに呼びか

けのお手紙を出す際に、これに応じて地方版規制改革本部を立ち上げてくださったところは、随時、我が規制改革会議のウェブサイトで公表し、また、ランキングなどを発表させていただき予定ですなど、今後のインセンティブになるような、こともやってみてはどうかと思います。

岡議長 私は、総務省でやっているICT街づくり推進会議の座長として、27～28の自治体に必ず行くと宣言して、実際に行きました。ですから、大田さんと相談しなければいけないけれども、「会議を立ち上げていただいたら、議長か議長代理が必ず行きます」とかいうことが多少のインセンティブになるようであれば、場合によっては、考えてもいいのかなと、今の林さんの御意見で思いました。

佐々木さん、お願いします。

佐々木委員 関連して。ずっと言っているように4期においては私は規制改革会議をもっと世の中に知っていただくことがとても重要だと思っています。一般の方々には地方によって規制の上乗せがあるなしも含めて、ほとんどの方は知らないわけです。ですから悪いところを突くということよりも、取り組んでいることを褒めながら、地方にも動いていただくという取組が大切だと思うのです。それを地方同士が競争をしていただくだけでなく、市民、県民が応援したり、こういうところだったら隣の地に引っ越そうかなと思うみたいなふうに使っていただかないといけないわけですから、一般の方々にとって読みやすい、検索しやすいデザインにさせていただく必要があります。これはほかのところでもそうです。いまだに私は、規制改革ホットラインの受付が分かりにくいと思っているのです。よく見つけられると思うぐらい潜っているような気がするのです。が、さまざま改革して、せっかくの地方自治体の取組を発表していく場でもありますから、一般の人に分かりやすい、あるいはマスコミの人が記事にしやすいような情報の出し方ができたらいいなと思います。

岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

「地方版規制改革会議の設置」は、まち・ひと・しごと創生本部でも掲げていますので、こちらが向こうのプラットフォームを活用できる場所はしたらいいし、その逆もあるという形で、良い意味での連携をしながら進めていきたいと思えます。今日、皆さんの意見をいただきながら話したことを事務局にまとめていただいた上で、我々のアクションプランを作っていく方向で検討を深めていくことにしたいと思えますので、引き続きよろしくお願いしたいと思えます。

岡議長 次に、議題2「規制改革ホットラインについて」の資料2-1と2-2について、事務局からの説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まず資料2-1ですけれども、今年度の集中受付の提案主体別の受付件数を取りまとめ

た資料でございます。合計件数は343件でございます。その内訳は、企業・団体からの提案が313件、個人からの提案、26名ほどありましたけれども、合計で30件ということでございます。

現在、事務局において順次精査しているところですが、10月27日までに受け付けたものにつきましては、規制改革に関連しないものと認められるものを除いて関係省庁に検討要請しています。10月27日というと10月から相当期間なのですけれども、多くの提案は残りの28日以降に集まっていますので、現在、事務局で精査して規制改革要望に当たるか否かを仕分けしたのは83件で、83件のうち66件は所管省庁に検討を要請済みでございます。

残りのものにつきましても精査が済み次第、順次所管省庁に検討要請を行うこととしており、行い次第、資料2-2のような形で御報告したいと思っております。残り10月31日までにいただいたものにつきましては、所管省庁の確定作業等を行っていますので、確定したのから順次検討を要請するという形になろうかと思っております。

続きまして資料2-2、いつもの資料ですが、ホットラインの運用状況を御説明いたします。

受付件数ですが、10月27日現在で3,658件でございます。次に所管省庁の検討要請の状況でございますけれども、前回の規制改革で報告して以降、新たに所管省庁に要請した件数は73件でございます。先ほど申し上げた66件はこの73件の中に含まれています。

その内訳は健康・医療が10、雇用が2、投資促進等が57、地域活性化の関係が4件でございます。累計では2,083件の検討要請をしております。

今回新たに検討要請いたしました73件につきましては、次ページ以降にワーキング・グループごとに提案事項を記した資料を添付しております。

次に、所管省庁への回答状況でございますけれども、今期これまでに166件の回答がございました。前期までの数値と合わせた回答総数というものは2,014件となっております。内訳は資料にあるとおりでございます。

私からの説明は以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何か追加のコメントがあればいただけますか。

佐久間委員 今回新たに所管省庁に要請を行った提案事項という中には、比較的今回、個人の方が多かったのです。例えばということで2ページの雇用ワーキング・グループ関連ということで整理させていただいてある、主婦も会社を作りやすくという非常にキャッチーなコピーなのですが、中身は非常に単純で、主婦の方が起業して会社を作る。代表者になる。そうすると夫の保険からそれだけで外れていくので、そうすると会社を作るモチベーションがなくなるので何とかしてください。こういうことなので、これはある意味では投資ではあるのですが、これについては雇用の方で佐々木委員なんか、必ずしも労働法制だけではなくて例えばということ言われたと思っておりますけれども、夫婦別姓の問題は



結局は女性の活躍の障害になっている。これは男性も同じだと思いますし、今回の場合も別に必ずしも女性ということではなくて、主たる生計を立てる云々とかそういう要件だと思いますが、そういうことで上ってきたという案件とか、ここで言う個人の方で土地を買うときに自治体の条例なのか何なのか分かりませんが、非常に厳しいルールであるゾーニングのところの土地が買えない。それはその地区に自分が財産を持っていないとか、逆に何親等以内の方が持っていないといけないとか、そういう厳しい規制があるので買えなかったという話もあった。そういうものが入っているということを御紹介しておきます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

確かに私もこの資料を見ながら個人が多いように感じました。

大田議長代理 主婦が企業を興すと、それは夫の保険から外れるというのは、3号被保険者でなくなるということなのですか。

佐久間委員 多分そういうことだと思います。要するに収入だけではなくて会社の代表者というだけで、大して起業して所得がないにも関わらず、扶養から抜けて社会保険に入らなければならないと言われているのですが、ただ、これは夫の健保のルールだとか、必ずしも法的なルールだけの問題ではないのかもしれませんが、検討いただいているということです。

岡議長 他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に「第51回規制改革会議資料の改訂について」、資料3について事務局から説明をお願いします。

平野参事官 それでは、御説明させていただきます。

資料3として、まずお手元にあります「これまでに検討した主な制度改革」と「今後検討すべき課題例」の改訂版ということで資料をお配りしております。こちら10月26日の本会議において、横軸にあります2番目の項目にあります「多様な雇用形態」という表現がございましたが、こちらの働き手の目線を意識した多様な就業形態といった表現にしてはどうかということで御提案がございました。それを受けて改訂を行ったものであります。

こちらの改訂につきましては、雇用ワーキングで既に10月28日に了承をいただいたところでございますけれども、本日、本会議においても改訂の御確認をいただきたく、改めて今日お配りさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありましたように、前回の会議でこのペーパーに対していただいた意見を反映させて、雇用ワーキング・グループで議論いただいて、こういう形に改訂したものを本日の会議で御確認いただきたいということでございますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

会議をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。